第2節

海外における日本人への支援

総論

〈海外における危険と日本人の安全〉

2016年7月、バングラデシュの首都ダッカで日本人7人が犠牲となった襲撃テロ事件を始め、テロのリスクは中東やアフリカのみならず、日本人・日系企業が多く進出している欧米やアジアにまで拡大している。さらにテロ以外にも、日本人が被害者となる一般犯罪や日本では馴染みのない感染症のリスクも世界各地に存在する。現在、年間延べ1,789万人(2017年)1の日本人が海外渡航し、約134万人(2016年10月現在)の日本人が海外に住んでいる。世界で活躍する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の一つである。

ダッカ襲撃テロ事件を受け、2016年8月、 外務省は2015年にまとめた「『在外邦人の安 全対策強化に係る検討チーム』の提言」を改め て点検し、更に強化すべき方策を示した報告書 を公表した。報告書では、日本人がテロの被害 に遭わないようにするために、①国民一人ひと りの安全対策意識と対応能力の向上、②国民へ の適時適切かつ効果的な情報伝達及び③これら を着実に実施するための体制の整備といった重 点分野を中心に、官民を挙げて取り組むべきと 指摘されており、これを踏まえて「ゴルゴ13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」を配布する等より一層の安全対策強化に取り組んでいる。また、「国際テロ情報収集ユニット」は、2015年12月の設置以降、体制増強を図りつつ、各国治安・情報機関との関係強化を始めとする情報の収集・集約に取り組んできた。このユニットは、官邸等の情報関心を踏まえた国際テロ情報の収集を行っており、テロの脅威情報を含め、収集した情報は速やかに官邸・政策部門に提供され、海外における日本人の安全に係る注意喚起や情勢判断、政策決定に活用されている。

テロ以外にも、強盗など各種犯罪やトラブルに巻き込まれる危険、政変・自然災害などに遭遇する危険、さらに、中南米のほか米国の一部地域や東南アジア等にも拡大が見られるジカウイルス感染症などの感染症の危険も存在する。海外渡航・滞在の際は、一人ひとりが高い安全意識を持ち、情報収集や必要な安全対策を講じることが極めて重要である。外務省は、外務省海外旅行登録「たびレジ」や海外安全ホームページなどを通じて情報発信を行っており、これらの活用を呼びかけている。

また、外務省は、海外での日本人の生活を支えるべく、旅券(パスポート)や各種証明書の発給、戸籍・国籍関係届出の受理、在外選挙の実施等を通じ、日本人の安全の保護や利益の増

¹ 出典:法務省「出入国管理統計」

進に取り組んでいる。

そのほか、外務省は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)上の「中央当局」として、国境を越えて不法に連れ去られた子の迅速な返還及び国境を越えた親子間の面会交流の実現に向けた支援を行っている。

各論

1 海外における危険と日本人の安全

(1) 2017年の事件・事故等と対策

2017年はテロ事件による邦人被害はなかった ものの、世界中で多くのテロ事件が発生した。 その傾向としては、テロが発生する地域が中東・ アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞 在する欧米やアジアにも拡大していること、欧 米で生まれ育った者がインターネットなどを通 じて国外のイスラム過激思想に感化され実行す るテロ (ホームグロウン型) や、組織的背景が 薄く単独で行動する「一匹狼」によるテロ(ロー ンウルフ型) が多数見られること、不特定多数 の人が集まる日常的な場所(ソフトターゲット) を標的とするテロ事件が増加する傾向があるこ と等が挙げられる。こうした傾向は、特に域外 でのテロを呼びかけていた「イラクとレバント のイスラム国」(ISIL) がイラク・シリアでの拠 点を喪失する中でも引き続き見られ、ISILの外 国人戦闘員が出身国あるいは第三国に移動する ことも相まって、テロ発生を予防することはま すます困難になっている。

これらのような傾向を示す事件として、2017年には、サンクトペテルブルク(ロシア)の地下鉄における爆弾テロ事件(4月)、マンチェスター(英国)のコンサート会場における自爆テロ事件(5月)、ジャカルタ(インドネシア)のバスターミナルにおける自爆テロ事件(5月)、ロンドン(英国)のロンドン橋付近における車両突入テロ事件(6月)、バルセロナ及びカンブリス(スペイン)での車両突入テロ事件(8月)、ニューヨーク(米国)のマンハッタンでの車両突入テロ事件(10月)などが発生した。

その他の犯罪被害としては、日本人が犠牲となる殺害事件が、フィリピン、インドネシア、 米国、ブラジルなどで発生した。また、日本人 留学生が被害に遭った事例として、オーストラ リアでの車両暴走による日本人男子学生の殺害 事件(1月)などが挙げられる。

日本人の人的被害があった事故としては、プンタアレナス県(コスタリカ)の観光名所の滝に飛び込み溺死した事故(2月)、バリ島(インドネシア)でのサーフィン中の溺死事故(6月)、カリフォルニア州(米国)セコイア国立公園でのハイキング中の転落事故(7月)、メンヒ(スイス)登山中の滑落事故(7月)、ツェルマット(スイス)登山中の滑落事故(8月)、ヤンゴン(ミャンマー)のホテル火災による焼死事故(10月)、アユタヤ(タイ)で発生した交通事故(11月)などが挙げられる。

9月のメキシコ南部地震や、米国南部や中米カリブ諸国を襲った大型ハリケーン、インドネシア・バリ島のアグン山の火山活動の活発化等、様々な自然災害で大きな被害がもたらされ、日本人も巻き込まれた。また、ケニアの総選挙・大統領再選挙、スペイン・カタルーニャ州の「州民投票」に端を発した分離独立運動、サウジアラビアに対するイエメン反政府武装勢力からのミサイル攻撃等、日本人が巻き込まれるおそれのある政情不安事案等も多く発生した。

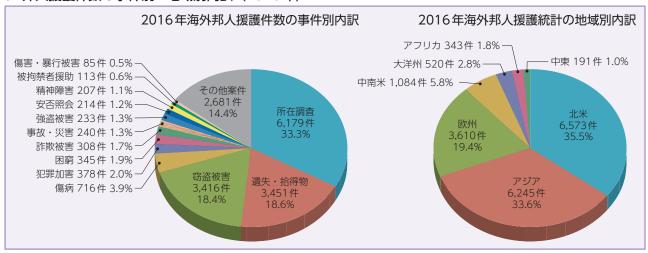
そのほか、旅行中に発病し滞在先のホテルで 急病のために亡くなる事例も前年に引き続き報 告された。

これらの事故や疾病への対応では、日本国内 に比べて高額の医療費や搬送費用が発生した り、不十分な医療サービスなどのために家族な どがその対応に窮する事例も散見された。

感染症については、エボラ出血熱の感染例がコンゴ民主共和国で報告されたほか、中東では中東呼吸器症候群(MERS)の感染例、中国では鳥インフルエンザA(H7N9)のヒト感染例が引き続き報告されている。ジカウイルス感染症、デング熱やマラリアといった蚊が媒介する感染症も引き続き世界各地で流行した。

外務省は、感染症や大気汚染など、健康・医

▶ 邦人援護件数の事件別・地域別内訳(2016年)



療面で注意を要する国・地域についても随時関連の海外安全情報を発出し、在外邦人に対して、流行状況や感染防止策などの情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を行っている。

〈海外に渡航・滞在する場合の心得〉

このように、日本人の安全を脅かすような事 態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生して いる。海外に渡航・滞在する場合には、外務省 海外旅行登録「たびレジ」への登録や在留届の 提出を必ず行うとともに、①海外安全ホームペー ジや報道等を通じて現地の治安などに関する情 報を事前に十分に確認すること、②滞在中は十 分な安全対策を取り、危険を回避すること、③ 緊急事態が発生した場合には最寄りの大使館・ 総領事館などの在外公館や留守家族などに連絡 を取ることなどが重要である。また、海外での 病気や事故被害などにより高額な医療費が求め られた場合、海外旅行保険に加入していなけれ ば、医療費などの支払のみならず、適切な医療 機関での受診にも困難を来しかねないことから、 それぞれの渡航者が十分な補償内容の海外旅行 保険に加入することが非常に重要である。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本人が国際社会で広く活躍している一方、 海外で日本人が被害に遭うケースも多い。日本 の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が2016年に対応した海外における日本人の援護人数は、2万437人、援護件数は1万8,566件と引き続き高い水準で推移している²。

海外で被害に遭わないためには、事前の情報 収集が重要である。外務省は、広く国民に対し て安全対策に関する情報発信・共有を行って、 安全意識の喚起と対策の推進に努めている。

外務省は「海外安全ホームページ」上で各 国・地域の最新の安全情報を発出しているほ か、新たに発出された情報は、在留届を提出し た在外邦人や「たびレジ」に登録した短期旅行 者等に対してメールで配信している。また、在 外公館は、個別に独自の安全情報を発出してお り、在留届の提出者や「たびレジ」登録者には これらの情報もメールで配信されている。「た びレジ は、旅行の予定がなくても登録するこ とができ (簡易登録)、配信された安全情報は、 海外で事業を行う日本企業関係者の安全対策な どに幅広く活用されている。2014年7月の 「たびレジ」運用開始以降、利便性向上のため の取組や登録促進活動により、累計登録者数は 300万人を突破し、年間登録者数は200万人 に迫る勢いである。

外務省は、セミナー・訓練を通じて安全対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向上を図る取組も行っている。外務省主催の国内・

² 海外日本人援護統計は、日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が、海外で事件・事故、犯罪加害、犯罪被害、災害など何らかのトラブルに遭遇した日本人に対し行った援護の件数及び人数を年ごとに取りまとめたものであり、1986年に集計を開始した。

▶ 援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数
1	在タイ日本国大使館	1,048件
2	在フィリピン日本国大使館	890件
3	在ロサンゼルス日本国総領事館(米国)	851件
4	在上海日本国総領事館(中国)	729件
5	在ニューヨーク日本国総領事館(米国)	653件
6	在英国日本国大使館	617件
7	在ホノルル日本国総領事館 (米国)	551件
8	在中華人民共和国日本国大使館	480件
9	在大韓民国日本国大使館	405件
10	在フランス日本国大使館	371件

順位	在外公館名	件数
11	在バルセロナ日本国大使館(スペイン)	348件
12	在香港日本国総領事館	339件
13	在サンフランシスコ日本国総領事館 (米国)	322件
13	在ハガッニャ日本国総領事館(米国)	322件
15	交流協会台北事務所(台湾)	309件
16	在シアトル日本国総領事館 (米国)	293件
17	在ヒューストン日本国総領事館 (米国)	291件
18	在ボストン日本国総領事館 (米国)	284件
19	在イタリア日本国大使館	281件
20	在アメリカ合衆国日本国大使館	277件

(2016年の援護統計に関し、大使館、総領事館、領事事務所等のうち、援護件数の多い20公館を掲載)

▶ 海外安全ホームページに掲載している主な海外安全情報(体系及び概要)



在外安全対策セミナーを各地で実施したほか、 国内の各組織・団体等が全国各地で実施するセミナーに外務省領事局から講師を派遣し安全対策に関する講演を行った(2017年度は全国で計100回以上)。また、企業関係者の参加を得て、「官民合同テロ・誘拐対策実地訓練」を実施した。これらの取組は、テロ等の被害の予防に役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込まれ た場合の対応能力向上にも資するものである。

また、海外でも官民が協力して安全対策を進めている。各国の在外公館では、「安全対策連絡協議会」を定期的に開催し、在留邦人との間で情報共有や意見交換、有事に備えた連携強化を行っている。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件の 後は、特に国際協力事業関係者や安全に関する



外務省海外安全ホームページ (https://www.anzen.mofa.go.jp/)



外務省海外旅行登録「たびレジ」 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html

情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、 留学生、短期旅行者などを重点的に、安全対策 意識の向上と対応能力強化の促進に努めている。

外務省は、日本企業の大部分を構成する中 堅・中小企業の海外での活動を安全対策面から サポートするため、2016年9月に企業の海外 展開に関係する29の組織・機関が参加する 「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」 を立ち上げた。ネットワーク参加組織間の連携 により、海外安全対策に関する国内外でのセミ ナーや、機関誌などを通じた啓発などを進めて いるほか、企業間での横のつながりが構築され たり、より充実した企業向けサポートサービス が図られるなど企業の安全対策が強化されてき ている。さらには、2017年3月、企業が最低 限行うべき基本的な安全対策を漫画で分かりや すく解説した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向 け海外安全対策マニュアル」を発表した。以 降、単行本約9万冊を配布し、外務省ホーム



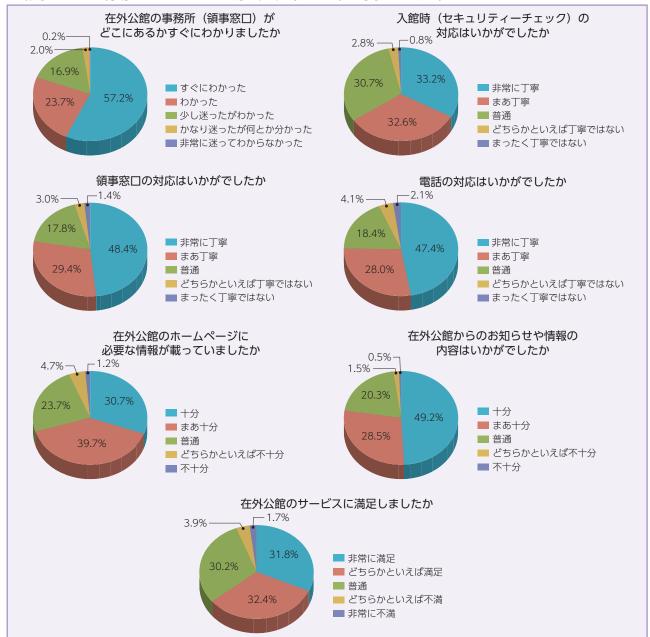
外務省海外安全アプリ 海外安全ホームページ 「海外安全アプリの配信について」 (http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/ oshirase_kaian_app.html) から ダウンロード可能



©さいとう・たかを 『ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル』 http://www.anzen.mofa.go.jp/ anzen_info/golgo13xgaimusho.html

ページ上の特設ページには約170万件のアクセスがあるなど日本企業等に活用され、海外安全対策に関する意識の向上につながった。

また、留学生に関しては、多くの教育機関で 安全対策及び緊急事態対応に係るノウハウや経 験が十分に蓄積されていない実情を踏まえ、大 学等で、外務省員が講演を実施し、学生の安全



▶ 領事サービス利用者へのアンケート調査結果(2017年:対象147公館)

対策の意識向上及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めている。一部の留学関係機関とは「たびレジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機関と教育機関、留学エージェント及び留学生をつなぐ取組を進めている。

短期旅行者の安全対策としては、「たびレジ」への登録を促進するため、広報活動に取り組んでいる。外務省は、2018年夏をめどに累計登録者数を240万人とすることを目指しており、登録者数は2016年1月の約61万人から同年12月には約149万人に増加した。

また、6月に旅行者と行動を共にする添乗員、

また、7月には旅行会社の危機管理担当者を対象とした安全対策セミナーを外務省で開催し、旅行会社及び添乗員による安全に対する取組の重要性を伝えるとともに、旅行者の安全対策への協力を呼びかけた。

2 領事サービスと日本人の生活・活動 支援

(1) 領事サービスの向上

外務省は、海外で日本人に良質な領事サービスを提供できるよう、在外公館の領事窓口や電話での職員の対応、情報発信及び領事出張サー

旅券発行数の推移



ビス(実施公館のみ対象)などについてのアンケート調査を毎年実施し、海外の日本人利用者からの声を領事サービスの向上・改善に反映させている。2017年には147在外公館を対象に調査を行い、2万801人からの回答を得た。その結果、領事窓口・電話対応を始め、在外公館が行う領事サービス全般に対し、おおむね高い満足感が示された。一方、少数ながら否定的な回答や改善要望の意見も寄せられたことから、外務省としては、引き続き利用者の声に耳を傾け、在外公館でより一層利用者の視点に立った領事サービスを提供できるよう、改善に努めていく考えである。

(2) 旅券(パスポート)の発給と不正取得等の防止

2017年1年間に約408万冊の一般旅券が発行された。2017年12月末時点では、約2,972万冊の一般旅券が有効であり、全てIC旅券³である。

IC 旅券の発行により、偽変造など旅券の不正使用は困難になっているが、他人になりすますなどの方法によって旅券を不正取得する事案4は引き続き発生している。日本人又は不法滞在

外国人が、不正取得した他人名義旅券を使って 出入国する例が見られるほか、名義人の知らな いところで金融機関に借金をしたり、他の犯罪 をたくらむ者に売り渡す目的で銀行口座が開設 されたり、携帯電話が契約されるなどの事例が 報告されている。こうした2次・3次の犯罪を 助長するおそれのある旅券の不正取得を未然に 防止するため、各都道府県にある旅券窓口では、 なりすましによる不正取得防止のための審査強 化期間を設けるなど、旅券の発給時の本人確認 の強化に一層の力を入れている。

一方、日本の旅券に搭載されているICチップには、顔画像や人定事項等の情報が搭載されているが、諸外国ではさらに指紋等の生体情報を追加するなど、偽変造防止対策を向上させたIC旅券の普及が進んでおり、国際民間航空機関(ICAO)及び国際標準化機構(ISO)でも、IC機能のより効果的な利用が検討されている。

2006年以降、申請の受理や交付などの旅券 事務を都道府県から市町村へ再委託することが 可能となった。2017年12月末現在、その数 は、834市町村に達し、全国の約5割近くの市 町村で旅券事務を行っている状況である。

³ IC旅券は、旅券の偽変造や第三者による不正使用を防止するため、生体情報である顔画像を電磁的に記録したICチップを搭載した旅券。2006年から発行

^{4 2013}年52冊、2014年41冊、2015年31冊、2016年22冊、2017年21冊の不正取得事案を把握

▶ 在外選挙

ア 在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投票することができる(投票できる期間や時間は、公館により異なる。)。



イ 郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、 日本国内の選挙期日の投票終了時刻(日本時間の午後8時)までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙 管理委員会の委員長に送付する(投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。)。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同様の投票方法(期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票)を利用して投票することができる。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国 政選挙で投票するための制度である。2007年 6月以降の選挙では、衆議院と参議院それぞれ の比例代表選挙に加え、衆議院小選挙区選挙及 び参議院選挙区選挙(これらの補欠選挙及び再 選挙を含む。)も対象となっている。在外選挙 制度を利用して投票するためには、事前に市区 町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿 への登録を申請し、在外選挙人証を入手する必 要がある。有効な在外選挙人証を持っていれ ば、在外公館投票、郵便投票又は日本国内における投票のいずれかを選択して投票することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の 広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じ て、制度の普及と登録者数の増加に努めてい る。2016年12月、在外選挙人名簿への登録 申請手続を簡便化するための公職選挙法の改正 が行われた(2018年6月までに施行)。改正法 が施行されると、従来どおり、国外転出後に在 外公館を通じて申請する方法に加え、国外転出 時に市区町村窓口で申請することが可能になる。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援

7 日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子女教育は 大きな関心事項の一つである。外務省では、義 務教育相当年齢の子女が海外でも日本と同程度 の教育を受けられるよう、文部科学省と連携し て日本人学校への支援(校舎借料、現地採用教 師謝金、安全対策費などへの一部援助)を行っ ている。また、主に日本人学校が存在しない地 域に設置されている補習授業校(国語などの学 力維持のために設置されている教育施設)に対 しても、日本人学校と同様の支援を行ってい る。加えて、最近の国際テロ情勢の変化等を踏 まえ、安全対策に関連する支援を更に強化・拡 充している。

☑ 医療・保健対策

外務省は、医療事情の悪い国に滞在する日本 人に対する健康相談を実施するため、国内医療 機関の協力を得て巡回医師団を派遣している (2017年度は1か国7都市)。また、感染症や 大気汚染が深刻となっている地域に専門医を派 遣し、健康安全講話を実施している (2017年 度には9か国17都市)。

さらに、海外で流行している感染症などの情報を収集し、海外安全ホームページや在外公館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供している。

☑ その他のニーズ

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国で の各種手続(運転免許証の切替え、滞在・労働 許可の取得など)の煩雑さを解消し、より円滑 に生活できるようにするため、滞在国の当局に 対する働きかけを継続している。

外国の運転免許証から日本の運転免許証へ切り替える際、日本は外国運転免許証を持つ全ての人に対し、自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、日本の運転免許試験

の一部(学科・技能)を免除している。一方、 北米及び南米の一部の国のように、在留邦人が 滞在国の運転免許証に切り替える際に取得試験 を課している国・州もあるため、日本と同様に 手続が簡素化されるよう働きかけを行ってい る。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が 在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受 診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っ ている。

3 海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2017年で149年となった。北米・中南米を中心として、全世界に約360万人(推定)以上の海外移住者や日系人が在住している。移住者や日系人は、政治、経済、教育、文化を始めとする各分野において各国の発展に寄与するとともに、日本と各在住国との「架け橋」として各国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構(JICA)と共に、約213万人(推定)の日系人が在住している中南米諸国において、移住者の高齢化に対応する福祉支援、日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、現地日系社会へのボランティア派遣などの協力を行っている。5月には、「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」の報告書が岸田外務大臣に提出され、日系社会との更なる関係強化の必要性が提言された。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本に招へいするプログラムが実施されているほか、日本からの要人訪問の機会に日系人との接点を積極的に設けるなど、各国の在外公館は日系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との関係強化を図っている。

10月、東京では、19か国から約250人の移住者や日系人の代表者を迎え、公益財団法人海外日系人協会の主催による第58回海外日系人大会が盛大に開催された。外務省も河野外務大臣が歓迎レセプションを開催するなど交流の深

化に貢献した。今後も移住者や日系人に対する 支援を行うとともに、若い世代との協力を推し 進め、これらの人々と日本の間の絆を強めてい く考えである。

4 国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約 (ハーグ条約) の実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという 考えの下、国境を越えた子どもの不法な連れ去 りや留置をめぐる紛争に対応するための国際的 な枠組みとして、子どもを元の居住国に返還す るための手続や国境を越えた親子の面会交流の 実現のための締約国間の協力等について定めた 条約である。

この条約は、日本については2014年4月1日に発効し、現在、日本を含め98か国がこの条約に加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定された機関が相互に協力することにより実施されている。日本では外務省が中央当局として、様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局との連絡・協力、子の所在特定、問題の友好的解決に向けた協議のあっせんなどの当事者に対する支援を行っている。

ハーグ条約発効から2017年12月末までの3年9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申請を152件、子との面会交流を求める申請を120件、計272件の申請を受け付けた。このうち、日本から外国への子の返還が求められた事案のうち47件について、子の返還が実現又は返還しないとの結論に至っており、外国から日本への子の返還が求められた事案については、35件について結論に至っている。

条約発効から3年を迎えるに当たり、2017 年1月及び3月には、外務省領事局長主催の研 究会を実施し、これまでのハーグ条約の実施状 況及び課題について、ハーグ条約の実施に精通 した外部有識者を交え議論を行った。成果物で ある「議論のとりまとめ」では、日本が条約を おおむね円滑に実施しているとの評価と共に、 今後あり得べき改善点や検討の方向性等が示さ れた。2017年2月には「在京外交団のための ハーグ条約セミナー」を開催し、3月には紛争 下の子どもの福祉について専門的知見を有して いる心理専門家を豪州から招へいし、日本の ハーグ条約の実施に携わる関係者に知見を共有 する機会を設けた。また、10月にはオランダ・ ハーグで、62か国・地域の代表団ほか約290 人が参加した「ハーグ条約の運用に関する特別 委員会(5年に1度開催されるもの) に出席 し、各国と議論した。さらに12月には、ハー グ国際私法会議(HCCH)との共催で「アジ ア太平洋のためのハーグ条約に関する東京セミ ナー」を開催し、条約加入に必要な国内体制や 条約実施の在り方などについて、アジア太平洋 の14か国・地域からの参加者の間で率直かつ 活発な議論が行われた(コラム「ハーグ条約の 周知:広報活動」277ページ参照)。

▶ ハーグ条約の国内実施法に基づく外務省に対する 援助申請の受付件数(2017年12月末現在)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	83件	92件
外国に所在する子に関する申請	69件	28件

ハーグ条約の周知:広報活動

2014年4月1日に日本において「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下「ハーグ 条約」といいます。)が発効しました。外務省領事局ハーグ条約室はハーグ条約における日本国中央 当局の役割を担っており、ハーグ条約についての認識不足を理由とした安易な子の連れ去り等を予防 することが重要であるとの観点から、ハーグ条約の周知を目的とした様々な広報活動を行っています。

1 セミナーの実施

ハーグ条約室では、条約が発効してから全国の地方自治体、弁護士会、警察、入国管理局、裁判 所、DV被害者支援団体等でセミナーを行っています。2016年度には34か所、約1,200人に対し て、ハーグ条約、日本中央当局が提供している各種支援等について説明を行いました。また、2016 年6月には、ハーグ国際私法会議(HCCH)及び早稲田大学と共催で、アジア太平洋地域を中心に 21の国と地域から64人の専門家を迎えて、「ハーグ条約にかかるアジア太平洋シンポジウム」を開 催しました。条約実施に関わる関係者の知見を深め、実施体制の強化を図るとともに、ハーグ条約非 締約国に締約国の知見を共有することが目的でした。2017年2月には、「在京外交団のためのハー グ条約セミナー を開催し、非締約国17か国を含む59の国から77人の参加を得ました。さらに、 12月には、アジアの非締約国の条約加入及び新規締約国の実施環境整備の促進を目的として、「アジ ア太平洋のためのハーグ条約に関する東京セミナー」を開催しました。

2 リーフレット等の配布

ハーグ条約室では、マンガを用いながらハーグ条約について分かりやすく説明したA4版パンフレッ ト、ハーグ条約の概要をまとめた手の平サイズのリーフレット等を作成し、国内関連機関、在京大使 館、在外公館等を通じて配布しています。リーフレットは、日本語、英語、イタリア語、韓国語、広東 語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、フランス語、北京語、ポルトガル語、ロシア語と 合計13の言語で作成しています。また2017年には、子を連れ去られた親等を対象にしたリーフレッ

トと安易な子の連れ去りの予 防を目的としたポスターを新 たに作成しました。これらの ほかにも、インターネット広 告、政府広報テレビ番組の作 成及び放送(2017年3月)と いった取組を行っています。

このように、ハーグ条約室 は、より多くの人々にハーグ条 約について正しく理解していた だくために様々な活動を行っ ています。今後も、一方の親 による不法な子の連れ去りを 防止すべく、より一層広報活 動に努めていきます。



外務省リーフレット 「子どもと海外へ行く方へ、日本へ戻る方へ」



外務省リーフレット 「海外にいるお子さんを連れ戻したい/会いたい方へ」